

# 通級指導運営協議会設置要綱

## 1 目的

平成 30 年度から高等学校又は中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）における通級による指導が制度化され、県においても新たに導入されたことを受け、生徒の自己理解を深め、自立した社会生活を目指す、高等学校等にふさわしい自立活動の指導ができる通級指導担当教員の専門性の向上と、小・中・高等学校等が連携した効果的な通級による指導の推進について、有識者や関係機関から支援体制の構築や取組の推進にかかる方策等に対する意見を聴取するため、通級指導運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

## 2 協議事項

- (1) 高等学校等における通級による指導に関すること
- (2) 通級による指導の担当教員の専門性に関すること
- (3) 地域の関係機関等との連携に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、高等学校等における特別支援教育の推進に関し必要な事項

## 3 組織

運営協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

## 4 会議

- (1) 運営協議会の開催に係る構成員の招集は兵庫県教育長が行う。
- (2) 構成員は、事故その他やむを得ない理由により運営協議会に出席できないときは、あらかじめ兵庫県教育長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (3) 兵庫県教育長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 運営協議会は、公開とする。ただし、運営協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。  
議事録、議事要旨及び運営協議会資料は、原則として公開とする。

## 5 座長

- (1) 運営協議会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (2) 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。

## 6 謝金・旅費

- (1) 構成員及び構成員の代理人が運営協議会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の支給については、別に定める。
- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

## 7 委任

この要綱に定めるもののほか、運営協議会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

## 8 附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。